

# 申立書

令和元年5月1日

沼津市長 様

所有者 住所 沼津市西浦立保 22 番地の 1  
氏名 沼津 太郎 印

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に共するものに相違ありません。

## 記

### 1 家屋の表示

所在地 沼津市御幸町 129 番地 1

家屋番号 御幸町 129-1

### 2 家屋の住居表示 沼津市御幸町 16 番 1 号

3 入居予定年月日 令和 年 月 日

### 4 現在の家屋の処分方法等

入居後売却予定

### 5 入居が登記後になる理由

子供が転校せずに済むよう、子供の卒業後に入居するため

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

# 申立書

令和元年5月1日

沼津市長様

所有者 住所 沼津市西浦立保 22 番地の 1  
氏名 沼津 太郎 印

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、所在地番と住民登録地の地番が違いますが、以前から、現在の住民登録地に住んでいたものであります。しかし、同じ敷地内に家屋を建築、又は取得しましたが、建築地の所在地番に住民登録地を変更すると、郵便物が届かなくなるなどの不都合が生じる恐れが大いにあります。そのため、新家屋に引っ越し後も、現在の住民登録地の地番を使用しますが、自己の住宅の用に共するものに相違ありません。

## 記

### 1 家屋の表示

所在地 沼津市原 1200 番地 3

家屋番号 原 1200-3

### 2 家屋の住居表示

沼津市原 1200 番地の 3

### 3 所有者の住民登録地

沼津市原 1200 番地の 2

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。